あずま　ひろき通信

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

2018 年
8 月号

特集　*知っているようで知らない、投資信託の仕組みとは？*

「投資信託」とは、投資家から集めたお金を一つの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が株や債券などの金融商品に投資をし、その運用成果を投資家の投資額に応じて配分する仕組みとなっています。投資信託には、主に次の 3 つの会社が関係しています。

①販売会社：投資家は販売会社から投資信託を購入します。販売会社は主に証券会社や銀行、郵便局などで、投資家に対する窓口の役割りを担っています。

②運用会社：運用会社が投資信託を作ります。それぞれの運用戦略により、何の商品にどれだけ投資をするかなどを決め、その内容を信託銀行に指図します。

③信託銀行：信託銀行は運用会社の指図に従い、運用商品の売買を行います。また、投資家の投資資産の保管・管理も行います。ただし、投資家の資産は信託銀行の資産とは分別管理されるため、万が一、信託銀行が倒産した場合でも、投資家の資産は守られる仕組みになっています。

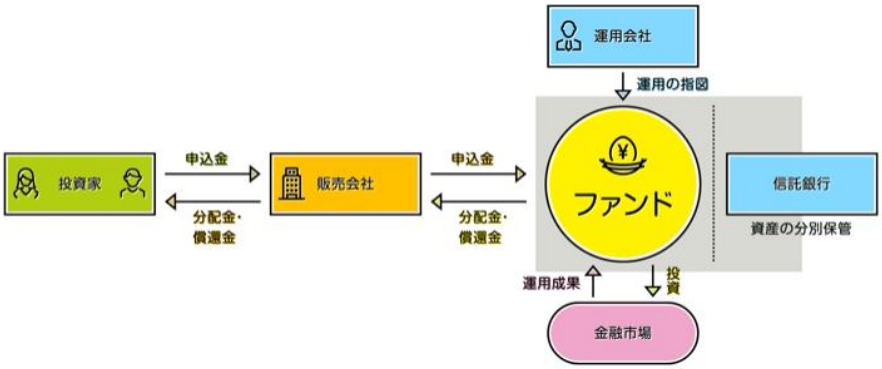

出典：投資信託協会 HP

？ マネークイズのコーナー

海外からの旅行者が増えている日本ですが、最も入国者数が多い国はどの国でしょうか？

1　中国
2　フィリピン
3　韓国

（答えは裏面にあります！）

今月のお知らせ

2016 年からスタートした国民の祝日、8 月 11 日の「山の日」。お盆の休みに合わせ、休みを連続でとりやすくするためにこの日が選ばれました。他にも『漢字の「八」が山に似ている』『数字の「11」がたくさん生えている木に見える』という理由から 8 や 11 のつく日を独自に条例で「山の日」としていた自治体も多く、そこに由来するという説もあるようです。

コラム　ふるさと納税の「ワンストップ特例」って何？

ふるさと納税とは、自治体に寄附をした金額から 2,000 円を超えた分を所得税や住民税から控除するという制度です。メリットを受けるためには、以前は確定申告が必要でしたが、今は申請書とマイナンバーカード等の必要書類を自治体に提出する「ワンストップ特例」を利用すれば、確定申告が不要となりました。ワンストップ特例の利用条件についてみてみましょう。

① もともと確定申告をする必要がない給与所得者であること。毎年確定申告をする必要のある自営業の方や給与所得者でも年収が 2,000 万円をこえる方、医療費控除等を受けたい方などは、ワンストップ特例の利用はできません。

② 1 年間の寄付先が 5 自治体以内であること。
同じ自治体に複数回寄付をした場合は 1 カウントとなります。

③ 申込の都度、自治体へ申請書を郵送すること。
同じ自治体に複数回寄付をした場合でも、その都度申請書を提出する必要があります。

なお、ワンストップ特例の申請書を提出しても、その後確定申告をした場合は、確定申告の記載内容が優先されます。確定申告書にはワンストップ特例で申請した分も含めて全てのふるさと納税額について記載し、寄附金控除を受けるようにしてくださいね。※上記は、2018 年 8 月現在の税制に基づき作成しております。税制は将来変更されることがありますのでご注意ください。詳細につきましては、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

A　マネークイズの答え

正解：３　韓国

法務省の「出入国管理統計年報（平成 28 年）」によると、韓国からの入国者数は 535 万人で一番多く、次いで中国が 517 万人でした。
アジアからの入国者数は年々増加傾向です。

編集後記

【ひげ脱毛チャレンジ】

前々から興味はありましたが…この度ついに、毎朝剃る手間、時間、カミソリ代等々、色々考え決意しました！
「すごく痛い！」と事前に評判を聞いていたせいか、思いのほか耐えることができました（汗）。まだ初回なのでこれから何度か時間を空けて施術していくようですが、最終的な効果に期待です！
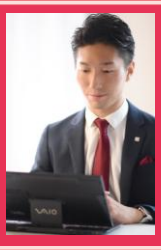
発行
ソニー生命保険株式会社　新宿ライフプランナーセンター第２支社
〒151-8583　東京都渋谷区代々木 2-2-1 小田急サザンタワー10F
携帯電話：090-9676-1024　TEL：03-5358-1822
ライフプランナー　東宏樹（あずまひろき）